

海老名駅西口地区で土地利用を検討されている方へ

◎当該地区で土地利用を行う際に、下記の手続きが必要となる場合がございますので、詳しくは担当課に御確認下さい。

①海老名市住みよいまちづくり条例に基づく協議

敷地面積 500 ㎡以上又は建物高さ 10m 以上の建築行為を行う場合は、海老名市との協議が必要となります。(担当：まちづくり指導課)

②植樹計画

本地区は、敷地面積や建物規模に係わらず、植樹計画を市に提出する必要があります。(担当：住宅公園課)

③景観法・景観条例に係る届出

建築物の建築、工作物の建設、特定照明等の行為について、景観法・海老名市景観条例に基づく届出が必要となります(届出は着手の 30 日前まで)。なお、当地区は海老名扇町景観まちづくり地区に指定されており、地区独自の景観形成基準が定められていますので、御注意ください。(担当：都市計画課)

④地区計画区域内の行為の届出

区域内において、建築や工作物の設置、土地の区画形質の変更などの行為を行う場合は、都市計画法第 58 条の 2 に基づく届出が必要となります(届出は着手の 30 日前まで)。

建築確認申請の関係規定となりますので、御注意ください。

(担当：都市計画課)

⑤屋外広告物の申請

広告物を掲出する場合は、神奈川県屋外広告物条例に基づき、設置申請が必要となります。屋外広告については、地区計画及びまちづくりガイドラインにも規定があるので、御注意ください(申請は掲出の 30 日前まで)。

(担当：都市計画課)

⑥その他

海老名駅西口地区は地権者による独自のまちづくりガイドラインを策定しています。なお、順次見直しをしているので、最新版を御確認ください。

(担当：海老名扇町エリアマネジメント)

連絡先

一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント

住所：〒243-0436

神奈川県海老名市扇町 5-7 RICOH Future House 2F

TEL：046-204-6721

※受付時間 9:00~18:00 (日曜定休)